# 補助金・負担金等の見直しの観点（令和７年度改正）

## 【課題】

①補助金等の趣旨・見直しの実効性の確保

②適法な交付の明確化

③繰越金がある場合の適切な補助

④市職員が交付先の事務を担う正当性

## 【改正案】

①終期の明確化

**■原則５年以内とする**

２⑺　補助金等の限度額及び終期（５年以内）を設定すること。設定しない合理的な理由がある場合は、その理由や終期の考え方を明確にすること。

**■例外**

５⑴エ　特に５年を超えて継続している事業は、その理由を精査し、ゼロベースで見直します。

②見直し効果の持続化

**■指摘事項の検討状況を毎年報告**

７　見直しによる効果を維持向上させるため、指摘事項について毎年度、検討状況を公表します。

**■予算編成時の精査**

７　補助金額は、毎年度当初予算編成において精査することとします。

③交付の適正化

**■適法であること**

２（1）　法令に適っており、客観的に公益上必要であると認められること。

**■事務支援を含めた補助金重複の確認**

２⑹　類似の補助金等や同一団体への事務支援等を含めた重複補助の有無を確認し、公平・公正で効率的な交付を実施するため、補助制度の整理統合に取り組むこと。

**■繰越金の適正化**

５⑴ウｄ　実績報告書などに、繰越金等の記載はないか。客観的に必要と認められる積立金等を除き、繰越金の額が過大となっていないか。

④協働や市が立ち上げた組織等への考え方

**■協働が認められる条件**

２⑶　市と市民等との明確で適切な役割分担による協働であり、交付対象事業等が真に補助すべき内容であること。

**■運営補助の協働の条件**

４⑴　市と市民等が協働により行う必要がある事業であって、役割分担により市が運営補助や支援を行う場合は、あらかじめ必要事項を書面で取り交わすことや、市が補助や支援を行う必要性や役割分担と終期を明確にすることが求められます。

**■事業補助の担い手の見直し・協働の条件**

４⑵　補助対象事業を誰が担うことが最も「利益」につながるか見直しを行います。本来、市で行うべき事業の場合には、業務委託等への切り替えを検討します。市と市民等が協働で行うべき事業の場合には、協働の必要性や役割を明確にするとともに、適切な分担や手続が行われているかを確認することが求められます。